

## 年末選挙に思うー2

### 「突然の解散」そのわけー1

安倍晋三首相が突然の解散をした理由は何か？

彼ははじめは「消費税の2%アップを据え置くことにしたので、そのことの可否を国民に問う」と言っていました。国民はそれを「真つ当な理由」とは思いませんでした。すると今度は「アベノミクス」を継続するか否かを国民に問う選挙だといひだし、選挙戦に入ると、まるでお念仏のように「アベノミクス」だけを叫んでいます。

それはあの天才的なペテン師だった小泉の「郵政解散」を髣髴とさせます。「論旨を一点に絞る」そうすれば、国民は必ず「目くらまし」にかかる。という戦法です。そう言えば、あの小泉に影のように付き従っていた「飯島なにがし」という元秘書が、テレビで10月の段階から、この解散・総選挙を予言していました。

安倍政権が国民を「目くらまし」にかける選挙に打って出た目的は何か。その真意と言うか、裏の目的は何か？

突然の解散で国民に「目くらまし」をかけ、あれよあれよと言う間に選挙をやったのけ、「目くらまし」をされた国民から「全権委任された」「白紙委任状を受けた」と強弁したいのはなぜなのか？

その第1は「憲法解釈の変更」をしたことの違法性です。

憲法とは何か？憲法とは国民を時の権力者の暴走から守るために、権力者を縛っておく鎖です。

その鎖のカギを自ら外そうとしているのが「安倍憲法解釈」なのです。

自衛隊を(と言うことは日本国民を)他国同士の戦争に派遣しようとする事自体も、絶対に許すことのできない問題ですが、それ以上に憲法を時の権力者が勝手に解釈することは、憲政、立憲主義そのものを否定し、日本国憲法を無視して、憲法を持たない独裁国家と同じにしてしまおうという暴挙なのです。

憲法も時代と共に改正していくことは必要かもしれません。ただ、その改正の必要性も、改正の文章の内容も、国民が発意し、国民の意思に基づいて決定されなければ、憲法が憲法で無くなります。

もちろん、政治家が国民に訴えかけたり、説得したりすることは当然の行為です。政治家が国民に改正の必要性を訴えかけ、国民がその必要性を理解した時に初めて、国民が主体的に憲法改正の可否を考え、決めることを、憲法そのものが規定しています。

政治家に、単に自分たちが総選挙で勝利したからと言って、憲法まで左右できるオールマイティーな権限を与えているわけではありません。憲法を守る権利も、改正する権利も、国民にのみ付与されているということを、安倍晋三は無視し、憲法解釈を国会にすら図ることなく、勝手に閣議決定してしまいました。

それを「目くらまし」にしたまま「あれよあれよ」と言う間に総選挙をやって、多くの有権者が棄権することで「国民は彼に全権委任、白紙委任をした」「自分の憲法解釈は間違っていなかった」と主張したいのです。

そして、自衛隊を世界中どこの戦場にも送り込めることを、国民が望んでいることだと強弁したいのです。

「突然の解散」そのわけー2は次回。